

いわき市青少年育成市民会議部会細則

いわき市青少年育成市民会議規約第 12 条第 5 項に規定する、その他必要な事について、次のように定める。

1 総務部会

- (1) 組織の強化、拡大に関する活動
- (2) 住民に対する趣旨徹底と、意識改革のための啓発活動
- (3) 地域懇談会の実施
- (4) 関係団体、行政機関との連絡調整

2 家庭部会

- (1) 家庭教育の振興
- (2) 「家庭の日」の普及
- (3) 家庭レクリエーションの推奨
- (4) 良い本、良い映画の推奨
- (5) 優れた芸術鑑賞機会の提供
- (6) 「家庭のちかい」の啓発

3 学校部会

- (1) 校外生徒補導の推進
- (2) 在学青少年の社会参加活動の奨励
- (3) 団体・グループ活動の奨励
- (4) 指導者の養成と確保
- (5) 活動用具などの整備
- (6) 遊び場の整備
- (7) 危険箇所の点検（名称）
- (8) 事故等の防止

4 地域社会部会

- (1) 地域社会の雰囲気づくり活動
- (2) 地域環境を良くする活動
- (3) 働く青少年の力を伸ばすための活動

- (4) 青少年に有害な環境の浄化
- (5) 青少年の万引防止
- (6) 未成年者飲酒、喫煙禁止の徹底
- (7) 青少年の性非行の防止
- (8) 青少年の薬物濫用の防止
- (9) 「青少年を非行から守る日」の推進

準 用

この細則は、地区推進協議会の部会において準用する。

附 則

この細則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和60年6月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年7月7日から施行する。